

令和５年度与党税制改正大綱について

本日、「令和５年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、少子高齢化社会への対応や国土強靱化の推進、さらには地方創生への取組などの諸施策を都市自治体が積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであり、とりまとめにあたられた与党関係者の方々のご尽力に敬意を表するものである。

固定資産税については、令和３年度における土地に係る税額の据置措置に続き、令和４年度においても商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の２.５%までとされたが、令和５年度においては、本会が求めてきたとおり、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置が行われることは、評価するものである。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については、本会が求めてきたとおり、今年度末の期限の到来をもって終了されることとなり、与党関係者のご尽力に感謝申し上げます。一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではない。現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、２年間の期限の到来をもって終了することを強く求める。

車体課税については、環境性能割の見直しに際し、税率区分が引き上げられ、税源が確保されるよう措置されており、評価するものである。今後、自動車関係諸税の課税のあり方の中長期的検討に当たっては、道路や橋梁の老朽化や電気自動車の普及など自動車を取り巻く大きな環境変化も考慮し、必要な財政需要に対応した税源が安定的に確保されるよう強く求める。

令和４年１２月１６日

全国市長会
会長 立谷 秀 清